

市内事業所
の皆様へ

誰もが安心して暮らせるまちづくり

令和7年3月から
開始！！

刈谷市認知症サポート事業所登録制度

～新規登録事業所を募集しています～

認知症の人にやさしいお店・事業所にステッカーを交付します。

刈谷市では、認知症について正しい知識や適切な対応の仕方等を学んだ認知症サポーターがいるお店や事業所を「刈谷市認知症サポート事業所」として登録し、ホームページ等で公表するとともに、「ステッカー」を交付します。

ステッカーを掲示することで、「認知症の人を支援し、認知症の人や家族にとって優しい企業・団体」の証となります。事業所の皆様、ぜひご登録をよろしくお願いいたします。

登録対象

認知症サポーター養成講座を受講した
従業員が所属する市内事業所

登録方法

申請書（市HPからダウンロード）を
メール又は直接長寿課へ提出
市HP→



登録には
「認知症サポーター
養成講座」の受講
が必要です。※

登録店としての 活動

- ・ステッカーの掲示
- ・認知症の人の見守り、利用にあたっての配慮
- ・普及啓発に関する協力
(ポスター・チラシの掲示等)

問い合わせ先

刈谷市 長寿課 介護予防推進係
電話 0566-62-1063
電子メール

choujuu@city.kariya.lg.jp



刈谷市認知症サポート事業所ステッカー
サイズ 直径 15 cm

※認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」です。認知症サポーターになるには、認知症サポーター養成講座を受講していただきます。団体での申し込みを受け付けていますのでお気軽に長寿課までお問い合わせください。